

駐車監視員活動ガイドライン

令和4年1月改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（※ 反則告知をしたり、放置違反金を徴収することはありません）。
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。（ただし、初詣、祭事、イベント等の開催により、交通渋滞が発生、若しくは発生が予測される場合及び駐車違反により、他の交通に危険を及ぼしている場合には、警察官の指示により、本ガイドラインに示す路線・地域・時間帯以外でも活動を行う。）
また、警察官は、本ガイドライン以外の路線・地域・時間帯においても、違法駐車の状態、駐車苦情、交通事故の発生状況等を踏まえ、必要に応じて違法駐車取締りを行う。

路線

◎最重点路線（小山市）

No.	路線（区間）	重点時間帯
1	県道小山停車場線	終日

◎重点路線（小山市）

No.	路線（区間）	重点時間帯
1	国道4号線（喜沢交差点から粟宮交差点まで）	終日
2	国道50号線（横倉新田交差点から小山大橋まで）	
3	県道小山結城線（本郷町2丁目交差点から城東5丁目交差点まで）	
4	県道粟宮喜沢線（喜沢南交差点から粟宮交差点まで）	
5	県道小山下野線（城北2丁目交差点から駅南町4丁目交差点まで）	
6	主要地方道栃木小山線（城山町歩道橋から観晃橋東側交差点まで）	

地域

◎最重点地域（小山市）

No.	地域	重点時間帯
1	JR小山駅西口周辺（城山町3丁目・中央町3丁目地内）	終日
2	JR小山駅東口周辺及びJR東北本線と下記3路線に囲まれた地域 ①小山結城線（JR東北本線から城東2丁目交差点の間） ②市道2205号線・市道2166号線（城東2丁目交差点からJR水戸線の間） ③JR水戸線北側側道（市道2166号線からJR小山駅の間）	

◎重点地域（小山市）

No.	地域	重点時間帯
1	上記の最重点地域を除く下記4路線に囲まれた地域 ①市道15号線（国道4号線との交差点から市道23号線との交差点の間） ②市道23号線（市道15号線との交差点から国道50号線との交差点の間） ③国道50号線（市道23号線との交差点から国道4号線との交差点の間） ④国道4号線（国道50号線との交差点から市道15号線との交差点の間）	終日
2	城山1丁目周辺	
3	白鷺大学（小山市大行寺地内）、小山総合公園及び県南体育館周辺道路（小山市外城地内）	

小山警察署